

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(教員採用選考試験の複数回実施を想定した
モデル問題の開発)

仕 様 書

令和7年6月27日
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 事業名

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(教員採用選考試験の複数回実施を想定したモデル問題の開発)

2. 目的

I 本テーマの趣旨

社会が急激に変化する中で、複雑化・多様化する教育課題に対応するためには、学校の指導体制の充実を図る必要があり、多様な人材の確保が課題となっている。「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)」(令和4年12月19日中央教育審議会)(以下、「答申」という。)において、優れた人材を確保できるような教員採用等の在り方の検討の方向性について盛り込まれた。「答申」を踏まえ、「公立学校教員採用試験の早期化・複数回実施等の改善の方向性」(令和5年5月31日文部科学省)において、今後の教員採用選考試験の実施方法に関し、早期化や複数回の実施等の工夫改善を進めていくという方向性を国・教育委員会(学校現場含む)・大学をはじめ全ての関係者で共有することが重要であるとしている。また、試験問題については、「答申」において、単なる知識再生型ではなく、思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題の在り方についても併せて検討に着手すべきであるとの提言がなされている。

これらの方向性や提言を踏まえ、教員採用選考試験の複数回実施を想定したモデル問題を研究し、開発を行う。

II 事業内容

以下の事業を実施すること。ただし、参加者による企画提案の内容のうち、文部科学省が事業の実施効果を高めることができると判断した内容については、追加することを妨げない。

①教員採用選考試験の試験問題内容の検討・協議

令和7年度後半(12月～3月期)に実際に使用することを想定した、教員採用選考試験の試験問題の検討を行う。事業の実施にあたり、公立学校教員の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会等に対し、検討・作成された問題を活用して令和7年度後半に採用選考を行う意向があるかを文部科学省が調査する。

その調査結果を踏まえ、試験問題の検討に当たっては、当該試験問題を活用した採用選考を実施する意向のある教育委員会担当者及び文部科学省等との協議を行い、問題の方向性について検討し方針を決定すること。その際、当該試験問題を活用した採用選考の受験者については、主に教職課程を履修する大学3年次の学生であることを想定すること。また、令和5年度並びに令和6年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業における成果報告も参考にすること。

②教員採用選考試験の試験問題の作成・内容確認

上記①の方針を踏まえ試験問題を作成する。試験問題は受託者にて案の作成を行ったあと、文部科学省及び教育委員会担当者等で確認を行う。な

お、試験問題作成の際は、問題が漏洩しないよう措置を講ずること。

③モデル問題の提供、採用選考試験の実施と事業報告の作成

作成した問題を①で意向を示した教育委員会に提供する。その際、試験問題が漏洩しないよう措置を講ずること。また、教育委員会が実施した選考の実施状況（志願者数、受験者数、正答率等）について分析し、事業報告書にまとめる。

3. 成果物

- ・ 事業報告書（データによる提出）

事業報告書作成に伴い、①に関連して令和7年9月までに作問内容について事業者、文部科学省、及び教育委員会による内容協議、②11月までに試験問題の作成・内容確認、試験日時の確定、③3月上旬までに各教育委員会において当該問題を用いた選考試験が実施されていること。

4. 業務（委託契約）期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

5. 納入期限

令和8年3月25日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

E-mail : kyoikujinzai@mext.go.jp

7. 事業規模

3,000千円（税込）上限

8. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度一体的改革推進事業に関する実態調査技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

（2）要求要件の詳細

1 研究開発の実施方針

1-1 研究開発の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。
- 1-1-2 良質な問題を作成するための独創的な提案があれば加点する。

1-2 研究開発の方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 問題作成に当たっての分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- 1-2-2 本委託業務の実施に資する特筆すべき内容があれば加点する。

1-3 研究開発の計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 研究開発の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去に教員採用選考の試験問題に関する類似の研究開発を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務遂行能力

- * 2-2-1 研究開発を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 過去に教員採用選考の試験問題に関する類似の研究開発を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の研究調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 研究開発に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 研究開発に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は、

- 次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1 1. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 2. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員

員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 5. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 6. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 7. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。